

平戸市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日(月) 午前9時30分から午前11時04分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(18人)

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

委員

1番 蜜山 隆満 2番 岡村 勝彦 3番 阿部 榮 4番 小川 隆友

5番 本山 勝茂 6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫

10番 桝屋 可恵 11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平

15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之 18番 永田 守

4. 欠席委員(1人)

14番 松山 浩幸

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 6 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第 13 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 14 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 15 号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案第 16 号 第3回農用地利用集積計画(案)について

議案第 17 号 第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第 18 号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健 主査 近藤 裕司

主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度6月期 第3回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆さん、おはようございます。本日は6月期第3回の総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。植え付けも最後の追い込みに入りまして、状況をお聞きしますと殆どのところでは終わっているようですが、若干の水不足のところは未だ残っているような状況ではあります。今月末には殆ど植え付けも終わりじゃないかと思っております。皆さん方には大変ご多忙の中に出席いただいているわけでありまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

さて、先月30日、31日両日に東京の方で全国の農業委員会会長会議が文京区のシビックホールにて開催されました。長崎県から二十数名の会長と事務局長、県農業会議といっしょに出席させていただきました。限られた時間内での行動であり大変困難なわけでありましてスムーズな要請活動ができたのではないかと考えております。

会議の中で行政の第一報であります、1点目に担い手への農地の利用集積について政策の改善方法として中間管理機構が5年間の見直しを今年行うそうであります。どういう風な見直しになるかはわかりませんが、とにかく農地利用の最適化の成果をあげるために農地プランの農業委員会の関与について、どこまで農業委員会が関与できるのか明確にしてほしいという要請文書を提出されたようでございます。

2点目に農業経営基盤強化促進法の一部改正でございます。農地のコンクリート舗装問題。これを早急に明白に法制化することをお願いがございました。これは国会の中で論議されておりますし、早急な対応を迫られているとのことで協議を引き続き行っていくとのことであります。

3点目に農地利用の最適化を支える農業委員会の事務局体制の強化であります。これは全国的にどこの農業委員会でも事務局体制は少数となって困っているとの話がございます。そこで省庁に対しての要望として人員の確保、手当ての充実等の要請が強くなされたところ

ろでございます。そういった中での要請活動では私は第3班であり、金子・古賀両参議院議員に対する要請活動を行ってきたところであります。当日は国会等で両議員とも不在でありましたけれども秘書の方々に対応していただきました。意見交換会では長崎選出の国会議員全員出席いただきました。1日駆け足でやって参りましたが、何とか日本の農業を元気にしたいという国の気持ちはわかりましたけれども一向に先が見えないとあちこちから出されました。また、水田活用交付金が10アールに7500円交付されていましたが今年度から廃止となりました。これはどうしても復活しなければならないということで来年度から復活するような可能性があるようです。是非ともそうなることを願って帰って参りました。

それから、22日に長崎県農業会議第108回の総会が開催されました。今年は農業委員会制度が改正されてから2回目の役員改正がありました。あとから事務局長からもお話があると思いますが会長には引き続き諫早市の会長が県農業会議の会長として承認されましたのでご報告いたします。

今日もご覧のとおり案件をご提案申し上げます。どうか最後まで慎重なるご審議を頂きますようお願い申しあげまして、ご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は「14番 松山 浩幸」委員より欠席の届出ありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、8番 川村政幸委員と9番 前川一夫委員にお願いします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、6月期の会務報告と、7月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに6月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(6月会務報告を報告)

次に7月の行事予定を申し上げます。

(7月行事予定を報告)

行事予定にはございませんが、7月6日午後1時30分から平戸市ふれあいセンターで平戸地区畜産振興活性化大会が開催されます。会長並びに委員さんが出席予定です。また、7月13日午後2時から田平支所横田平活性化施設会議室において農地利用の最適化に向けたキックオフ会議を開催することとしております。農業委員、最適化推進委員、県、県農業会議、市農林課、農業委員会等総勢50名ほどとなります。後日文書を発送しますので出席についてよろしく願いいたします。

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・7月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を7月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を7月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第6号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

これより議事に入ります。報告第6号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第6号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」議案書2ページをお開きください。番号1番は当人同士の合意により、2番から5番は配分を受けた借受人の親族が亡くなられたため、耕作ができないとのことで配分計画の解約もあっております。中間管理機構との解約後は所有者自ら耕作を行うとのことであります。

(報告第6号を朗読:5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

○委員

農業公社を通じた中間管理事業の貸借を行ったものは、解約するのではなくて、ご本人が農業公社との貸借となっていることから、本人が農業公社から預かる方法もあると思うのですが、それもなされないのですか。

○事務局

本来なら農業公社に貸付しているもので、今まではAtoBであったものをAtoAで使用貸借のままいいのではないかと思っていたのですが。元々配分を受けられていた方が亡くなられたものであり、昨年に中間管理を通じた貸借を行った借受け人は、未だ作付けしておらず今年度からという時に亡くなられたものです。その後、所有者側から自ら耕作するので農業公社は通さないとのことで解約の申し出があったものです。

○委員

こういう場合、地域で管理機構のような協議会を作って集積協力金を受ける地域がありますが、解約すると返還金が生じると思いますがこの件は協議会の構成員ではないのですか。

○農林課

2から5番については、地域集積協力金には該当しておりませんので返還金はありません。

○議 長

他にありませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第6号については、届出のとおり処理することといたします。

《議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

3ページをご覧ください。議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

1番については住宅建設用地として、使用貸借による転用申請であり農地1筆294㎡と地目は原野ですが現況畑の1筆403㎡の計2筆697㎡の転用申請であります。敷地は500㎡を超えますが、3世代住宅であり木造2階建ての住宅を計画しております。

(議案13号を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○山下委員

6月15日の午後1時30分から農業委員、推進委員、事務局、申請者との立会いの下、現地確認を行いました。内容については今、事務局より説明があったとおりでございますが、地図のとおり、平戸島では東側と西側の海が最も近い地域であり、海岸から近いため台風等常に南の風が非常に危険な状況にあり、潮風で瓦が傷み何回も葺き替えている状況で今住んでいる住居も約140年経過しており、3世代同居していることから手狭になりこの土地に新築する計画であります。農地については野菜を作付けしていたもので畑と原野を宅地とする計画です。

排水、日照にも全く支障はないことを確認しました。審議の程よろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第13号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第13号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第14号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議 長

次に、議案第14号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局並びに農林課より提案説明及び補足説明をお願いします。

○事務局

4ページをご覧ください。議案第14号「農業振興地域整備計画の変更について」です。1番は、農振地域の除外、2番から9番は農振地域の編入であります。

○農林課

1番は、非農地化による農振地域の除外であり4筆計 3,549 m²です。2番から9番までは中山間直接支払制度に取り組むため農振地域への編入するものであり16筆計 22,053 m²です。

(議案第14号朗読:9件)

(パワーポイントを併用して説明:9件)

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

○委員

農振地域の編入は、今回中山間制度に取り組むために行うとのことですが、基本的なことです

が、農振地域に入りますと農業以外に使えないとのことですが、その他に特別に何かありますか。

○農林課

農振地域に入りますと除外の許可が無いと宅地等にも転用できない。また、基盤整備を行う場合は入っていることが事業の要件となる。また、耕作放棄地解消事業や多面的交付金支払事業も農振地域に入っていないと対象にならない。

○委員

1番は非農地になっているとのことですが、原野であっても農振地域に入っていれば色々な用途に使えないということですか。

○農林課

農振地域に入っている原野についても、区域は設定されていますので、除外しないと宅地等にもできない。また、農業委員会が行う非農地の通知については、農振地域の見直しのときに精査して地域から除外するようにしていきたいと考えています。

○委員

中山間の取組みのための編入について、中山間直接支払い事業もいつまで続くかわからない。後継者の問題も考えて編入しているのですか。

○農林課

中山間事業の場合は5年間の協定で必ず維持、耕作しなければならない。協定した方々で維持していただくこととなる。後継者というよりは協定している人たちみんなで農地を守ることとなる。

○議 長

他にありませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第14号については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第14号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

《議案第15号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について》

○議 長

次に、議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を、議題といたします。はじめに整理番号1番から2411番までを議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」です。42ページの次をお願いします。田平地区の農地で平成22年度から平成29年度までの利用状況調査でB判定となっている農地です。昨年度から計画的に非農地通知発出を行っており、昨年度は生月、大島地区で発出しました。これは、農業委員会から農地ではないと通知をすることとなります。番号1番から2411番まで計の2406筆、1,674,379㎡です。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第15号の整理番号1番から2411番までについては、『農地』に該当しないと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第15号の整理番号1番から2411番までについては、『農

地』に該当しないと決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号2412番、2413番を議題といたします。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、4番委員の退席を求めます。

(委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

97 ページです。2筆で723 m²です。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第15号の整理番号2412番、2413番については、『農地』に該当しないと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第15号の整理番号2412番、2413番については、『農地』に該当しないと決定いたします。

○議 長

それでは、4番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議 長

次に、同議案の整理番号2414番から2416番までを議題といたします。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、12番委員の退席を求めます。

(委員退席を・確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

97 ページです。3 筆で191㎡です。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第 15 号の整理番号2414番から2416番までについては、『農地』に該当しないと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第 15 号の整理番号2414番から2416番までについては、『農地』に該当しないと決定いたします。

○議 長

それでは、12番委員の入場を求めます。

(委員入場を確認してから)

《議案第16号 第3回農用地利用集積計画(案)について 》

○議 長

次に、議案第16号「第3回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第16号「第3回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。43ページから46ページをお願いします。44ページの1番は利用権設定各筆明細の賃貸借で再設定1件、合計1件で計7筆の8,708㎡となります。2番は利用権設定各筆明細の使用貸借で再設定1件で計4筆の3,020㎡となります。45ページの2番から6番は、農地中間管理機構分で、新規の賃貸借で4件13筆12,339㎡、46ページの7番・8番は農地中間管理機構分で、新規の使用貸借で2件3筆7,442㎡になります。

(議案第16号の1番から8番について朗読:8件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第16号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第16号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第17号 第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議 長

次に、議案第17号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

47ページから49ページをお開きください。議案第17号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。48 ページの 1 番から 4 番までは、賃貸借で新規設定 4 件13筆 12,339 m²です。49 ページの5番・6 番は、使用貸借で新規設定 2 件 3 筆 7,442 m²です。(整理番号1番から6番までを朗読:6件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第17号に対する意見については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第17号に対する意見については、配分計画のとおり決定いたします。

《議案第18号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について》

○議 長

次に、議案第18号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

50 ページから 63 ページをお願いします。議案第18号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は記載のとおり 29 年度の点検・評価と、30 年度の目標であります。

(議案第18号について朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

○委員

中間管理機構を利用した貸借ですが、平戸地区の目標面積と今年の達成面積がわかりましたらお願いします。

○農林課

資料を持ちあわせておりませんので、後ほどお答えします。

○委員

平成 29 年度の実績や 30 年度計画の中で管内農地が 3,240 ヘクタールとか遊休農地のところで 3,275 ヘクタール とありますがその差の 35 ヘクタールは。

○事務局

管内の農地面積が 3,240 ヘクタールで遊休農地が35ヘクタールありますので合わせて 3,275 ヘクタールとなっています。

○委員

農地の利用集積で一人当たり 2 ヘクタールの推進をすとなっているが、今までもこういうことでやってきたのですか。

○事務局

以前から農業委員一人当たり 2 ヘクタールとなっていた。単純に計算しても改選前は 33 名の定員で 66 ヘクタールの目標でありました。県全体の目標が年 800 ヘクタールであり、平戸市は面積が多く、島原半島は集積も進んでいるため、どうしても県北地域の割当が多くなっています。農

業委員、推進委員で37名ですので74ヘクタールとなりますが、実際は107ヘクタールの目標であり、あくまで一人当たりの目標を2ヘクタールとして活動を行っていただきたいとされております。

○委員

実績はどうですか。

○事務局

今までは、一人当たりの実績はわからなかった。今後は相対の契約欄に印鑑を押していただいて実績にあがる形にしている。この分は交付金の実績となる。行事予定でお願いしているキックオフ会議を予定しているが、これも交付金の対象であり皆さんも出席願いたい。

○委員

平戸で土地改良の実績をあげようという事で、田平で基盤整備をやるという話があっている。最初は5ヘクタールであったが、その地区が12ヘクタールくらいある。ネックになっているのが相続登記の問題や水田の30%を畑地化しないといけないとか、水稻から野菜に変えるとか条件があり、その代わり中間管理を進めると整備の負担がないようになるなど非常によいものであるが、高齢化が進んでおり野菜を作ってどうするのかとの意見もある。あまり制約がありすぎて事業が進められない。全国一律ではなく、平戸に見合った制度、あるいは中山間で半島地域に見合った条件の設定を国に働きかけていただきたい。北海道の条件を平戸では合致しないところがある。ですから田平や大島大根坂も基盤整備をしなければ大変だと思っているが、そこも畑地化しなさいとなるとやれないとなる。平戸市にあった制度にしていきたい。

○事務局

農政の問題ではありますが、以前は圃場整備については20ヘクタール以上、現在は5ヘクタールからできるようになった。地元負担を少なくするために水田裏作をすとか、担い手に集積すとか課題が多くなっている。後継者がいないところはやりたくてもできないということが課題となっているのかなと思う。先ほど会長の話でもありましたように全国の会議で農地中間管理機構も5年目を向かえて課題を出してよりよい機構にしていきたいというような話もあり、そこに期待をいたしておきまして、例えば相続が終わっていない農地でも中間管理について管理者でも貸借できるような制度になってほしいと思っておりますので県の農業会議にも要望していきたいと考えます。

○農林課

先ほど質問があった平成29年度の中間管理の貸借は846筆約87ヘクタールとなっています。これまでの中間管理の貸借は延べで約2,400筆の270ヘクタールとなっています。

○委員

中間管理の割り当て面積はいくらですか。

○事務局

今年度の目標は107ヘクタールであり、担い手に集積するとなっております。内中間管理機構分はいくらとなっておりますが、できるだけ中間管理に集積するようにしていきたい。

○議長

他にありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第18号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第18号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議長

これもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第3回総会を閉会いたします。お疲れ様
でした。

— 午前11時04分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

なし

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成30年7月3日

会 長 丸 田 保 印

8 番 委 員 川 村 政 幸 印

9 番 委 員 前 川 一 夫 印